

午後1時4分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成12年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、13番 稲留照雄君からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において18番 成田政彦君、19番 和気 豊君の両君を指名いたします。

お諮りいたします。この際、本日予定している日程の順序を変更し、日程第5、議案第11号平成11年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24、議案第30号平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）までを先議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、私の宣告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数でございます。よって、私がただいま宣告したとおりの日程により議事を進めます。

次に、日程第5、議案第11号 平成11年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、議案第26号 平成11年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上16件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成11年度各会計決算認定16件については、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 成田政彦君。

監査委員（成田政彦君） 議長のお許しを得まし

たので、ただいまから平成11年度一般会計及び各会計の決算審査の結果を報告いたします。

平成12年7月26日に黒須前監査委員と島原前監査委員が泉南市長より審査に付されていた一般会計及び各会計の決算について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしました。審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

なお、審査意見書につきましては、お手元に配付しております。

甚だ簡単ではありますが、審査報告といたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定16件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。収入役 辻 勇作君。

収入役（辻 勇作君） 議長から御指名をいただきましたので、ただいま一括上程されました議案第11号から同26号に至ります平成11年度泉南市一般会計及び各財産区会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条3項の規定に基づき、ただいま監査委員から御報告がありましたが、その意見を付しまして議会の御認定をいただく必要から提案するものでございます。

それでは、その概要につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず初め、お手元の平成11年度決算書1ページから8ページにわたります一般会計の決算でございます。1款市税から20款の繰越金までの歳入決算額212億7,567万273円に対し1款議会費から14款の災害復旧費までの歳出決算額は213億2,344万4,697円となり、その差し引き不足額4,777万4,424円、並びに（仮称）農業公園整備事業費ほか3件の繰越明許費の一般財源及び既収入の特定財源1億287万2,600円と合わせました額1億5,064万7,024円が不足いたしましたので、その不足額を翌年度

歳入繰上充用金によりまして補てんをいたした次第でございます。

なお、平成11年度だけの単年度の収支で申し上げますと、8,291万7,392円の赤字となりました。

続きまして、9ページ、10ページの泉南市樽井地区財産区会計の決算でございます。歳入決算額6億7,580万2,923円に対し歳出決算額が451万9,197円となり、歳入歳出差引額6億7,128万3,726円は平成12年度へ繰り越しをいたしました。

次に、泉南市狐池財産区会計、同じく信達市場（久堀池）財産区会計、同じく馬場財産区会計、同じく海宮宮池財産区会計、同じく信達市場財産区会計、同じく道光寺池財産区会計、同じく新家高野・野口（大掛）財産区会計、同じく幡代財産区会計、同じく信達岡中財産区会計の9財産区会計の各歳入歳出決算につきましては、11ページから28ページにお示しのとおりでございますので、まことに勝手ながら省略させていただきますので、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

続きまして、特別会計の決算について御説明を申し上げます。

29ページから30ページの泉南市交通災害共済事業の特別会計でございます。歳入決算額294万5,393円に対しまして歳出決算額は293万4,483円でございますので、その歳入歳出差引額1万910円を平成12年度へ繰り越しをいたしました。

次に、31ページから34ページにわたります泉南市国民健康保険事業特別会計について御説明を申し上げます。歳入決算額は45億2,862万487円となり、一方、歳出決算額は46億800万4,978円で、実質収支においてその差引額で7,938万4,491円の不足が生じたので、翌年度歳入繰上充用金によりましてその不足額7,938万4,491円を補てんいたしました。

続いて、35ページから36ページの泉南市老人保健特別会計でございます。歳入決算額49億1,746万9,726円に対しまして歳出決算額49億4,573万3,862円となり、歳入歳出差引きにおきまして2,826万4,136円の不足が

生じたので、同額を翌年度繰上充用金により補てんいたしました。

次は、37ページから39ページの泉南市下水道事業特別会計について申し上げます。歳入決算額34億8,416万9,226円に対し歳出決算額は34億8,280万8,376円となりますが、その差し引き残額136万850円は、下水道建設事業の繰越明許費の一般財源といたしまして平成12年度へ繰り越しをいたしましたので、実質収支額はゼロでございます。

最後に、41ページ、42ページの泉南市汚水処理施設管理特別会計でございます。歳入決算額は4,908万1,636円、歳出決算額は3,934万7,373円となっておりますので、歳入歳出差引き残額、すなわち実質収支額973万4,263円は平成12年度へ繰り越しをいたしました。

ただいま御説明を申し上げました平成11年度泉南市一般会計を初めとする各会計の歳入歳出決算事項別明細書並びに主要施策等の成果説明書につきましては、お手元に御配付いたしておりますので、お手数ですが、御参照いただきますようお願いを申し上げます。

以上、極めて簡単で恐縮でございますが、平成11年度の本市一般会計、財産区会計並びに特別会計など各会計決算につきまして概要を説明させていただきました。

何とぞよろしく御審議いただきまして、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより各会計決算認定16件に関し、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成11年度各会計決算認定16件につきましては、10名の委員をもって構成する平成11年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって、平成11年度泉南市各会計決算認定16件につきましては、10名の委員をもって構成す

る平成11年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま設置されました平成11年度決算審査特別委員会委員10名の選任につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成11年度決算審査特別委員会委員に、

2番 竹田光良君

3番 小山広明君

4番 大森和夫君

5番 真砂満君

6番 東重弘君

14番 南良徳君

16番 島原正嗣君

18番 成田政彦君

20番 西浦修君

23番 重里勉君

の以上10名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました10名の諸君を平成11年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしく御願い申し上げます。

次に、日程第21、議案第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第22、議案第28号 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第27号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第28号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市議会

議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、一括して御説明申し上げます。

恐れ入ります。分冊の議案書1ページをお願いいたします。提案理由でございますが、国におきまして平成12年11月14日に一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法が可決成立したことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて一般職の職員の給与並びに特別職の職員、泉南市議会議員の期末手当の支給率を改正するために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正の内容でございますが、2ページをお願いいたします。一般職の職員の扶養手当につきまして、扶養親族である子等に係る手当を2人目までについては1人につき月額「5,500円」を「6,000円」に、3人目以降につきましては1人につき「2,000円」を「3,000円」に改正するものでございます。

同2ページから7ページにわたって記載をしておりますけれども、順次ごらんいただきながら御願いをいたします。

また、平成13年度から一般職の職員の12月期の期末手当につきましては0.15カ月、勤勉手当につきましては0.05カ月の減額を行い、特別職等の職員及び市議会議員については、期末手当を0.2カ月減額するものでございます。

なお、平成12年度につきましては、特例的な措置といたしまして、一般職の職員、特別職等の職員及び市議会議員について、3月期の期末手当を一律0.15カ月減額するものでございます。

改正後の扶養手当につきましては、平成12年4月1日から適用するものとし、期末手当及び勤勉手当の支給率の変更につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。3番（小山広明君） 今、御説明があったのですが、大きな理由としては法律が可決成立したこと

に伴うということなのですが、今回のこの改正の趣旨ですね。どういふことでこういう改正になったのか。

それから、それに伴って地方自治体でそれに連動してやる意味ですね。自治体によっては財政的にもいろんな違いがあるだろうと思いますから、泉南市がこれを採用した理由、他市との関係も含めて御説明いただきたい。

それから、14条の3項中の「5,500円」が「6,000円」になったということと、「2,000円」が「3,000円」になった、このことは、職員の給与というのは、給与本体と調整とかいろんな形での手当関係があるわけなんですけど、一般市民にも一体公務員というのはどれだけもらっておるのかというのがなかなか見えない。市議員の場合には50万ですからすぐ見えるんですけど、もう少し手当とか調整とか特別手当とか、こういう問題の整理というのは前から議論されてるんですけど、公務員はいろんなところで働いてるわけですから、その場所によっていろんな手当がつくというのは、なかなかこれは市民から見たらわかりづらいんじゃないかなと思いますね。

今、滞納が問題になっておりますけども、何か滞納したのを取りに行ったら特別にその職員にはお金がつくというようなことも、これも余りなじまない。じゃ滞納した原因は市の職員だけにあるわけじゃないと思いますけども、やっぱり業務をちゃんとしとればこれだけ高額な滞納に至らなかったわけですね。新聞でも出るとるように、当然差し押さえというようなことをすべきものがしてないというような報道もあつたり、その辺やっぱり職員の納税に対するきちとした対応をしておけば、これだけ世間に悪名をとどろかすような結果にはならなかったんじゃないかなと、そう思うので、そういう手当に対して、もう少しわかる形での整理が私は必要ではないかと思っております。そういう点も含めて御説明いただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。  
市長公室長（中谷 弘君） 今回の人勤の関係でございますけれども、従来から人事院勧告については、国家公務員についての人事院勧告でございますけれども、それに準じた形で改正を行ってき

たという経過がございます。

大きな市とか地方公共団体、府県につきましては人事院というのがあるんですけども、市町村の場合はそれを持っていないということで、国の勧告に準じた形で制度として従来から取り扱ってきたという経過がございますので、今回もそれに準じた形ということで取り扱ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほど御説明いたしましたように、今回の改正につきましては、期末手当と勤勉手当の減額でございますけれども、今年度に限って期末手当の0.15ということで本市としては対応してまいりたいというふうに考えております。

今回の改正の主なものとしては、今年度、国の人事院が勧告するに当たって、官民の給与格差が例年になく小さいということの中で、従来どおり配分にメリハリをつけたような俸給表の改定については困難だということの中で、昨年もボーナスの引き下げを行っているということも考慮して、特に家計への影響が大きいと考えられる中堅層職員への配慮ということで、扶養手当の上積みという形で人事院が勧告を出したものでございます。

それと、期末手当等につきましては、民間との比較によって0.2下げる必要があるということの中で勧告が出たということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、手当についての御指摘があったわけでございますけれども、当然いろいろな手当がございます。それはその職種とかによってついているものでございます。ただ、当然今言われましたような特殊勤務手当等につきましては、経年変化によって必要性がなくなってきたものもあるということはいろいろと議論をされているところでございますので、本市としても現在その辺の整理とか、実際に要るものか要らないものかという整理等を行った中で、関係団体とも協議をしているということでございますので、これはまた一定の整理をしていかなければならない課題であるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 質問している内容に的確に

答弁していただいた内容でない部分もあるんですけど、そういう人勸で決められたことをそのままですね、地方にはいろんな状況があると思いますので、それをやっぱり今までそうしてきたといっても、そういうことに準じてやってきたということでは説明にならないんじゃないかなと。やはりこれは歴史始まって以来やってきたことではないかなと思うんですね、簡単に言えば。

やっぱり地方分権とかいろんな地方に、市民に選ばれた市長を先頭にして、やっぱり市民との関係で行政を進めるとなれば、もう少し、泉南市内の民間の格差が少なくなったのであれば、説明資料としては泉南市内の民間の給料はこうなんだと、そして公務員の給与はこうで、これの差額が少ないとか多いとか、もっと見える形で我々に資料をいただかないと、今の説明では全く説明になってないですよ。

いろんな統計が出て、民間の給与というのは実態調査がされておりますけど、100万以下とか、200万から300万とか、そういう数字はきちっと出ておりますよ。一体公務員の給料、例えば中谷公室長はどれぐらいもらっておるのか。公務員ですから、我々は公表されとるわけですからね、あなた方もきちっとすれば一応わかる仕組みになっとるんでしょう、わかりづらいということはあっても。別にプライバシーの問題でも何でもありませんわね、払っとる側からいえば。

そうすると、やはり泉南市の場合には助役までは出ておりますから、部長、課長というのはきちっと特定をして、これぐらいもらってるということで市民も公務員に対する理解をする1つの手だてになるんじゃないでしょうか。秘密にするような問題じゃないでしょう。

だから、可能な限りそういうふうに、市民は全部出とるわけですからね、収入が何ぼとか。そういう形でやはり示して、今回のこういう人事院勧告があった場合に、泉南市としてどうするのかというやはり泉南市独自の施策を出していかないと、私は当事者能力というのか、市長の主体性ということがないと思いますよ、泉南市政のね。そういう点では、もう少し、あなたが説明した範囲の中でもそれを裏づける資料なり説明をちゃんとして

いただきたいものです。

それから、関係団体とのお話というのは、関係団体というのは幾つもあるわけじゃないしに、1つしかないわけでしょう。職員組合だけのことを指しとるんだと思いますが、職員組合の理解を得てという前に、やっぱり泉南市の姿勢としてピシッと出した上で、職員組合の要求とのずれがあるはずですね。

そういうものをやはり市民の前に明らかにした中で、どういうところがおさめどころかということもちゃんと見える形で理解を求めていかないと、あなた方はすぐ議会に出すまでに、やはり職員組合とお話をして、そこをすり合わせて、そして議会に出してきてしまうと。そういうことじゃないしに、やっぱり行政は行政として、今の財政事情からいったら給与はこうなんだということをちゃんと示した上で、そして議会、それで働いてる当事者との3つの関係が見える形でやらないと、なかなかどういう形で決まるのかわからない。

あなた方はみんな職員組合出身でしょう、ほとんどは。だから、そういう点でやっぱり利害が一致してしまうんじゃないかなと、そこに市民の職員の給与についての理解がなかなかできない部分があるんじゃないでしょうか。あなた方は管理者として市民の側に立って、働いていただく人にはきついかもわかりませんが、やはり最少の経費で最大の効果を上げてもらうという、あなた方はあなた方の課題があるわけですから、職員はやはり自分の生活を守る、自分の働いた給料を生活に充てて、そういう中で貢献していきたいと、全然立っている視点が違うわけですから、それは何も一概に対立することが悪いんじゃないしに、そういうことを明確にした中でこういう給与なんか決めていけば、高くても理解をするということで進むんじゃないでしょうか。

何かなあなあで、どこでどう争点があるのか知らんけど、自分らも職員組合の出身であったと、余りきついことは言われへんわなということで決まっていくという実態があるのであれば、それはとんでもないことですよね。

そういうことで、ひとつもう少し今回の給与改定というんか、人事院勧告に基づく扱いについて

は、もっとやはり明確な説明をしてもらいたいと思うんですが、今そういう説明ができるのかどうか。できないのであれば、今後それはどういうようにして議会に説明していくのか。この2つの点についてしていただきたいと。

それから、市会議員の報酬にしても、市会議員の方にも要求がいろいろあるでしょう。これはどういう形で事前に関係団体と同じような形で議会とのすり合わせなり、どうしたのか。そういうところもちょっと明確にしていきたい、そのように思います。

それから、手当の問題は、先ほど言ったように本給で本来はきちっと賄うべきであって、職場が変わったら手取り給料が変わるというのでは、給料というのは生活給ですから、そういう不安定なものがそこに割合として多くあるのはまずいと思うんで、その3点はちゃんと整理をしていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 従来から人勤の制度については、我々は取り入れてきたという説明をさせていただいたと思いますけども、これは国家公務員の給与を決めるに当たって、人事院は国内の事業所何千カ所かを調査した中で多い少ないの決定をしてるわけでございますし、公務員としての仕事をしている泉南市の職員も、やはり他の地方公共団体の公務員と仕事については大きな差はないんじゃないかというふうに考えておりますので、当然公務員は公務員としての給料で平準化していくのが一番妥当な給料ではないかなというふうに考えております。

そういうことで、今回も人事院勧告の内容について準じた形で取り扱っていくということでございますが、附則でも書かさせていただいておりますように、今年度につきましては泉南市も既に合理化案を行ってあるということの中で、1.15にとどめたということでございます。13年度からは人勤どおりという形の取り扱いを我々はするという判断で提案をさせていただいているものでございますので、御理解をお願いいたします。

それと、職員の給与等につきましては、年1回、市の広報等を通じて市民の皆様方におわかりいた

だけのような表にして広報させていただいておりますので、それをまたごらんいただけたらわかっていただけるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、議員さんの関係でございますけれども、従来から期末手当等については職員の期末手当に準じた形で支給をさせていただいておるとことの中で、昨年もそうございましたけれども、同じ取り扱いをさせていただいたということでございますので、よろしく御理解をお願いしたい。

それと、手当についても、国家公務員にも当然制度としてあるものもございまして、市独自のものもございまして。ですから、先ほど申し上げましたように、経年変化等によって要るのか要らないのかという議論を現在行っているところでございますので、これにつきましては、順次整理すべきものは整理していくということで、明らかに条例化していくということでございますので、条例化すれば市民にもはっきりとわかっていただけないというふうに考えておりますので、その辺御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 時間も一定経過しておりますので、まとめてください。小山君。

3番（小山広明君） 私の答弁の感想でいえば、従来どおりのことをやっていくというようにしか聞こえません。手当にしても、そういう視点に立って現在矛盾があるところはやるという、そういう答弁にしか聞こえないんですね。そうじゃなしに、やはり手当というもので給料の重要な部分を占める構造はまずいんじゃないかということ言っとるわけですから、職員はどこへ行っても、その行くところによって給料が変わるということではまずいわけで、どこに行くにしても同じ仕事ですから、そういう点で大変な仕事には少し手当をつけるという手当のつけ方は、私はやっぱりまずいんじゃないか、根本的な改善をするべきじゃないかということを提案しとるわけですから、その点について、はっきりそれはしないとか、するとか、そういう答弁があつてしかるべきだと思うんですね。

それから、市会議員についても、従来からやっ

毎日新たな視点で取り組まないと、それが従来どおりでは何の解決もしないじゃないですか。そういう点で市長、やはり市長も当時公務員であったと思うんですが、それを退職されて、新たに市民の前に立って、私は市民のために命がけでやると言ったわけですから、立場は市民の立場に置いて、ある意味で職員の方とは立場の違いでの対立はあるんですよ、それは。それは大事な対立ですからね。そういう中でやはり理解をしていく。でないところに対立点があるのかわからない。黙っとたらやっぱりみんな職員出身の幹部だから、職員からの要求は案外甘く受けるんじゃないかなという印象はありますよ、それは、我々からはね。いや、あると言っとるんだよ、首振っても。だから、やっぱり市民は普通そう思ってるんですよ。

だから、あなたはやっぱり市民の立場に立ってこれだけしか払えないんだと。職員は職員の要求があります。これは当然ですよ。そこに違いがあるのは当たり前なんで、調整したものしか外に出てこない。初めどういふことを提案したのか、どこを譲ったのかということが全然見えてこない。これでは市民が理解しようがない。そういうことを私は提案しとるわけですから、そういうことについてはやっぱりきちと政治的な議論をしましよや、市長ね。

やっぱり世の中が変わってきて、どんどんあなたの方の言葉を信用してきた結果が今日の事態を迎えとるんですから、この責任はあなた方にありますよ、それは、パーフェクトでやってきたんですから。しかし、結果あけてみたら大変な状態がどんどん出てきとるのが今の時代じゃないですか。あなたはやっぱり今までと違う視点で、「小山、おかしいこと言うな、的外れなこと言うな」でもいいですよ。あなたもやはりそれぐらいの視点を持って我々に問題提起をしてもらいたい。我々が言うのはおかしいじゃないかというような問題提起をする中で議論が深まっていくんじゃないですか。

説明責任も何にもわからんような説明しといて、何かわからんけど決まていくという、そういう印象は僕は大変まずいと思うんで、一体市長の考えはどういふことなのかということを明確に、こ

の給与の問題にしても出す中でやりましようよ。そのことによって、市民かておかしいやないかという声が上がってくるのが大事なんであって、不満も上がてこなければ、うれしい、満足の声も上がてこない、何にも上がてこない。傍聴者かて全く来ない。こんなんでも市民のための政治ができますか。そういうことを言っとるんです。だから、あなたの問題提起の仕方がちょっと僕はまずいと思うんですよ。どこに争点があるのかわからんわけですからね。

そういうことで市長、最後にその3つを含めて、もう少し議論はどこに問題点があり、我々の立場はどうなんかということを明確にするような説明をしてくださいよ。市長、最後にその決意、今ないからね、そういうことを答弁していただくのは、今後についてもそういうことについては、市長はどう考えとるのか、市民にわかるように一遍、最後に決意というんか思いを言うてください。それで僕は終わるときますけどね。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この給与改定につきまして、やはり統計的なものもございますから、泉南市といたしましては、国の人事院勧告ということをも原則として行っております。

独自性という問題は、またそれとは別に、それはベーシックなものですからそれはそれとして、現在も泉南市は独自として職員の2%の給与カット3年間という大阪府内でも厳しい措置をいたしているわけですし、私どもも10%カット、過去3年、この前決めましたが、その前からもやっておりますし、それから7ページにありますように、期末手当も特別職についてはさらに0.05、過去においてアップのときに上げていないことで、さらに減らしているわけですね。そういうことを含めて独自の部分は独自の部分できっちりやっております。

それから、職員団体とは当然お話し合いはいたします。それはそれぞれの主張があるわけですから、相手方の主張と我々の主張と当然対立する場面が多々ございます。ございますが、そこはお互いに理解をし合って、最終的には円満に理解をいただいて、ここに上げてきていると、そういう手

順を踏んでいるということでございます。

それから、全般的な手当等については、過年度からも見直しを進めておりまして、一部改正をいたした分もございますが、まだ積み残しの分もございます。ですから、それは次の今まとめております行革大綱の方に当然盛り込んだ中で今後処理をしていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、やはり職員の生活にかかわる分ですから、私どもとそれから職員団体とも率直にいるんな意見を伺う中で、また一方では、おっしゃるように市民の皆さんのお考えもあろうかというふうに思いますから、そのあたりは十分しんしゃくした中で最終的に合意をいたしているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第27号及び議案第28号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第23、議案第29号 平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）、及び日程第24、議案第30号 平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第29号、平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）、並びに議案第30号、平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、一括して内容を御説明申し上げます。

議案書の9ページをお願い申し上げます。先ほどの一般職の給与改正の条例並びに特別職及び市議会議員の期末手当に関する条例改正によりまして、一般職職員の給与改定を平成12年4月1日にさかのぼって実施し、また期末手当の支給率の0.15カ月分の減額を実施するに当たりまして、一般会計予算、下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、2会計予算につきまして地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、一般会計につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、給与費及び下水道事業特別会計の繰出金の減額4,278万7,000円を公債費管理基金に積み立てるものでございます。その明細につきましては、議案書の15ページから29ページに記載のとおりでございます。

次に、33ページをお願いいたします。下水道事業特別会計でございますが、同様に歳入歳出予算の総額からそれぞれ112万9,000円を減額し、25億6,113万8,000円から25億6,000万9,000円とするものでございます。その明細につきましては、議案書の37ページから40ページに記載のとおりでございますので、御参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。3番（小山広明君） これは先ほどの議案の結果での予算書であります。公債費に積み立てる減額分、4,278万7,000円を公債費管理基金に積み立てるといふこの理由と、公債費管理基金の今の現状を御説明いただきたいと思っております。

これは給与のお金ですから、議論になっております退職金積立金みたいなことの議論もあるので、そういうものにもこれを流用できるのかどうか、その辺ちょっと御説明をいただきたいと思っております。

それから、先ほどの下水道への繰出金ということで、その件ももうちょっと説明をいたしまし



ようか。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 小山議員の御質問でございますけれども、今回期末手当の減額に伴いまして、影響額4,278万7,000円につきましては、一応次年度以降の事務事業等の経費に充てるということの中で基金に積み立てるということで、公債費管理基金に積み立てさせていただくものでございます。

そして、その後、公債費管理基金はどれだけかということでございますけれども、今回の補正をいただきまして、公債費管理基金につきましては3億3,826万4,000円でございます。

下水道の繰出金の関係でございますけれども、下水道の繰出金につきましては、一般会計から人件費等を繰り出している関係上、下水道にかかわる人件費が減額されますので、その分、繰出金を減額するというものでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 大きく言えば、財政がしんどいからこういう給与カットということだと思うんですね。これ、カットした分4,200万の分、これを公債費に入れて事業費に使うという説明があったと思うんですが、大きな意味では人件費も事業費の中という解釈でしょうね。

だから、こういうものはめり張りをつけて、これだけ人件費を皆さんが我慢してというんか協力したわけですから、こういうものは何にそれを使うのか。基金にばんと入れてしまうんではなしに、やはりこれをどういうふうにするのかということですね。でない市民には効果が何にも見えないですよ。そういうものも、やっぱり減額予算は理由が財政難だから減額したわけでしょう。全く赤字補てんにするのか、何かの事業にするのか、それは明確にしないと、やっぱりこの予算を組んだ効果というんか意義というのは私はないと思うんですね。

この4,200万というお金は、一体どういう形で見えてくるんですか。赤字補てんに全部入れるのか、さっきの退職金の方にプールしておくのか、そういう性格はどういうふうにして考えてそうされた

んですか。ただ、上から減らせと言うから減らしただけやと、何に使うかはまだ全く考えてないということじゃないと思うんでね。その辺は予算ですから、大事な、4,200万といえば、議論の中でいろんな議論の伯仲した課題ができるでしょう、何ぼでも。そういうようにちゃんと生かしていくべきだと僕は基本的には思うんで、その辺はこの減額補正を出したときに、その予算に責任を持つてる方、政策に責任を持つてる方はどう考えとるのか。これは担当者じゃなしに、やっぱり助役なり市長が、こういうものについてどういう事業をしていくのか、説明をしていただきたいと思いません。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御審議をお願いいたしております件につきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、人事院勧告並びに他の類似団体との関係から、期末手当等の減額をお願いしてるものでございまして、財政が苦しいからカットするというものではございません。

それから、公債費に積み立てますのは、将来の起債の償還財源、14年をピークにということをこれまで申し上げておりますけれども、しばらく厳しい状況が続きますので、その財源に充てるために積み立てるものでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） まとめてください。小山君。

3番（小山広明君） いや、まとめてくださいと言うけど、あなたは財政が理由でない、人事院勧告が理由だと、こんな答弁でいいんですか。人事院勧告がなぜこういうことをしたかという原因があるでしょう。それは財政問題でしょう。（成田政彦君「民間と合わんからやんか」と呼ぶ）あなた、手を挙げて言えよ。だから、それは財政が豊かだったらする必要ないですよ。そうでしょう。じゃ民間との格差がどれだけだったらどう見直すか、そんなルールなんかできてないでしょう。さっきから議論したけど、全く泉南市の民間における給与とあなた方の給与がどう差があるんか、一

切説明もしてないじゃないですか。

しかし、このムードとしては、財政難で官の方もやっぱり我慢するべきだという世の中の流れの中で、人事院勧告がそういう統一的なことをしたわけでしょう。それに立って、泉南市は市の財政状態を見ながらこの案を出してきたんじゃないですか。あなた方が出しながら、そんな主体性のない、人勧がやったから出してきましたんやて、そんな主体性のない答弁で対応できますか。できるんですか、それは。できるて首振っとるんだたら言いなさいよ。首振ったって議事録に載らへんがな。あなた、はっきり言いなさい、はっきり。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 再度の御質問にお答えを申し上げます。

職員の給与につきましては、職員の生計費、それから国、他の地方公共団体の職員、それから民間事業者の従業員の給与、これを総合的に勘案して決めるということになっておりますので、私もといたしましては、広く人事院が調査している人事院勧告、それから大阪府も大阪府下の事業所の調査をされておりますので、これを参考にして決定をいたしておると。それから、職員団体との協議の上で決めて、こうして御提案を申し上げるということでございます。

議長（奥和田好吉君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

〔小山広明君「議長、それはいかんですよ、そんなもん」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 議長判断です。質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 討論させていただきたいと思います。

2000年度大阪府泉南市一般会計補正予算に反対の立場で討論させていただきたいと思いますが、やはりこれを議論する前には、きちっと議論が保障され、中身が十分明らかになって討論に立つというのが議会としての努めだと私は思います。大変残念でありますけれども、質疑の途中で打ち切られるという、こういう中ではとても責任を持

って賛成することはできないわけでありまして。

説明の中でも、国、大阪府のことはお話しになりますけれども、泉南市独自でどのような精査をし、主体を持って出してきたのかということも不明なまま議論が終わったわけでありまして。

議長（奥和田好吉君） 小山君に申し上げます。ただいまの中で、質疑の中で途中で切られたという言葉が出てきましたけども、先ほどまとめてくださいという話をいたしました。議長の判断で3回まで許しました。それをまとめないで強行にやるということは、これは議会のルールを無視すると思います。訂正してください。

3番（小山広明君） 議長の御意見でありますけれども、訂正できないわけでありまして。といいますのは、私は質疑の中で助役が首を盛んに縦に振っておられるので、そこで振っても議事録に載りませんよということで答弁を求めたわけでありまして。私の質疑は全部終わっておらない中で立ったことは、議長もよく知っておられたと思います。

議長が一番の責任は、やはり質疑の内容がきちっと深められ、問題点が明らかになって、そして整理をされるというのであれば、私はそれは議長の権限でやっていただけたらいいと思います。3回許したからもう切ってもいいんだという、そういう判断での訂正を求められても、私は訂正に従うことはできないわけでありまして。

それで、討論を続けていきたいと思いますが、そういう意味でやはり何が悪いのかということも明らかになっていない中で、私にとっては質疑ができなくなったわけでありましてから、そういう点で私がここで賛成の意思を表明することは不可能でありますから、そういう理由をもって反対の討論にさしていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより議案第29号から議案第30号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第29号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第30号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時 0分 休憩

午後4時50分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時51分 休憩

午前0時 会期切れによる自然閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長      奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員      成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員      和 気      豊